

国民健康保険

■問合せ

保険医療課保険担当（市役所内線 253・254）

7月中旬 国民健康保険税納税通知書を送付します



平成29年度は国民健康保険税（国保税）の5割・2割軽減の基準となる所得額を引き上げます。
なお、税率の変更はありません。

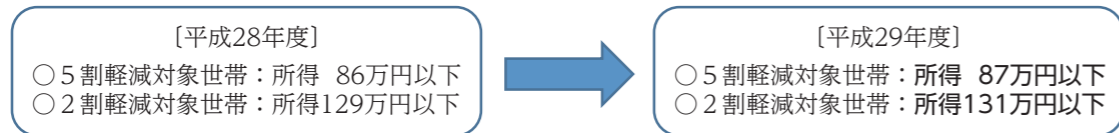
国保税の軽減措置を行っています

世帯主とその世帯で国民健康保険（国保）に加入している方の平成28年中の所得が一定の所得基準以下の場合、国保税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。平成29年度の軽減基準は次のとおりです。

- 7割軽減＝33万円
- 5割軽減＝33万円+27万円×被保険者の数
- 2割軽減＝33万円+49万円×被保険者の数

※ここでの被保険者とは、国保加入者および特定同一世帯所属者です。
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行し、その後も継続して同一世帯に属する方です。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

（例）被保険者数2人世帯の場合



国保税の軽減・減免を行っています

- ①国保から後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者が単身となる場合、一定期間平等割額を軽減します。
- ②社会保険等の本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入する65歳以上の被扶養者の方は、一定期間国保税が減免となる場合があります（要申請）。
- ③65歳未満の方で倒産・解雇等の理由で離職し、雇用保険の受給資格がある場合は、国保税の算定において、離職日の翌日から翌年度末までの2ヵ年度、前年中の給与所得を30/100とみなし算定する軽減措置が受けられます（要申請）。
- ④災害・失業その他の事情で国保税の納付が困難な場合は減免が受けられる場合がありますのでご相談ください（概要は右表のとおり）。

※右表の前年所得…課税の根拠となる年の所得
(平成29年度の場合は平成28年中所得)

事由	減免の基準	減免の内容
災害	風水害、火災、震災などにより家屋などの資産が30%以上被害を受けた場合	損害の程度、所得に応じて、納期限が未到来の国保税の8分の1～全額を減免
失業または休廃業	前年所得(※)が300万円未満の方で、引き続き3ヵ月以上の失業または事業の休廃業などにより国保税の納付が困難な場合（定年退職の場合は不可）	所得に応じて、納期限が未到来の国保税のうち、個人所得割額分の2分の1～全額を減免
所得激減	世帯内の国保加入者の前年所得(※)合計が300万円未満の世帯で、当該年の所得合計見込みが前年比で5割以下に減少し、国保税の納付が困難な場合	所得に応じて、納期限が未到来の国保税のうち、世帯所得割額分の2分の1～全額を減免
給付制限	2ヵ月を超える収監などで、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間の国保税の全額を減免

8～9ページのキーワード

■国民健康保険

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）・後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入する保険

■後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方が加入する保険制度

■平等割額

加入する一世帯あたりの金額

■均等割額

加入者一人あたりの金額

■所得割額

前年の所得額に応じて決まる金額



後期高齢者医療制度

■問合せ

保険医療課医療担当（市役所内線 252・318）
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2021）

7月中旬 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します



保険料額は平成28年中の所得に応じて計算されます。送付する通知書をご確認ください。

平成29年度後期高齢者医療保険料の計算方法

$$\text{年間保険料 (上限57万円)} = \text{均等割額 48,297円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 10.17\%}$$

保険料の軽減措置を行っています

■均等割額の軽減措置

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合軽減されます。

8.5割軽減＝33万円

※被保険者全員の各年金収入が80万円以下で、かつ各所得が0円の場合は9割軽減

5割軽減＝33万円+27万円×被保険者の数

2割軽減＝33万円+49万円×被保険者の数

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

■被扶養者だった方の軽減措置

制度に加入する前日に、全国健康保険協会（協会けんぽ）・健康保険組合・共済組合などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は7割軽減になり、年間保険料は14,489円になります。

※均等割額は本来5割軽減です。平成28年度は特例措置により9割軽減でしたが、制度見直しにより平成29年度は7割軽減になります。

※所得により均等割額の軽減（9割軽減・8.5割軽減）に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用されます。

■所得割額の軽減措置

所得（総所得金額等－33万円）が58万円以下の方は所得割額が2割軽減されます。

※平成28年度は特例措置により5割軽減でしたが、制度見直しにより平成29年度は2割軽減になります。

7月中旬 新しい被保険者証を送付・自己負担限度額を変更



受け取りには印鑑が必要です。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

1ヵ月の自己負担限度額（所得別）

後期高齢者医療制度では、同一世帯全員の所得に応じて1ヵ月の医療費の自己負担限度額が決まっています（右表のとおり）。

市民税非課税世帯の被保険者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。現在減額認定証をお持ちで引き続きこの制度の対象となる方には、新しい被保険者証と新しい減額認定証を送付します。

世帯全員が市民税非課税の方で、まだ減額認定証をお持ちでない場合は、市役所保険医療課へ申請にお越しください。

【持ち物】被保険者証、印鑑

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降の限度額(※1)
現役並み所得者(※2)	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円(※5)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ(※3)		24,600円	
低所得Ⅰ(※4)	8,000円		15,000円

平成29年8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります。

(※1) 過去12ヵ月以内に世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目以降の限度額。外来（個人ごと）による高額療養費の支給はこの回数に含まれません。

(※2) 同じ世帯に市民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方。一定の条件を満たす場合、所得区分が「一般」になることがあります。対象の可能性のある方には申請書を送付しています。

(※3) 世帯全員が市民税非課税の世帯の方。

(※4) 低所得者Ⅱの条件に加えて、各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円の方。

(※5) 1年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限が設けられます。